

# 告 示

## 埼玉県選管告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年二月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

| 種別 | 施設の開設主体及び名称     | 所在地                    |
|----|-----------------|------------------------|
| 病院 | 医療法人三愛会 三愛会総合病院 | 埼玉県三郷市彦成二丁目三百四<br>十二番地 |
|    |                 |                        |